

学校いじめ防止基本方針



令和 5 年 度

四日市市立三重西小学校

本校では、四日市市のいじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの未然防止及びいじめの早期発見」に努めるとともに、「重大事態」等に迅速に対応するために、「三重西小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

第1章 未然防止

【取り組みの重点】

- 1 落ち着いた学習環境をつくるための学習規律の定着
- 2 互いの気持ちを考えながら協力し合えるなかまづくり・人権学習
- 3 身の回りにある問題に気づいて主体的に行動できる子どもの育成
- 4 いじめ防止啓発

1. 学習規律の定着

どの子も安心して、学校生活を過ごすためには、落ち着いた学習環境が必要である。そのために、基本となる学習規律の定着に取り組む。

各学年に応じた学習規律の目標を「授業開始」「発言・話し合い」「グループ活動」「授業のまとめ」「発表」の項目ごとに設定している。その中でも特に重点的に取り組んでいるのは、「授業開始」である。予鈴の前には、各担任や授業者は教室に入り、子どもたちの様子を観察し、チャイムと同時に学習を始める。

本校の研究主題である「学び合い深め合い、主体的に学ぶ子どもの育成」～自分の解をつかむための言語活動の充実をめざした授業の工夫～をもとに授業づくりをし

ていく。その中で、「学び合い深め合う力」を育成する手立てとして、算数科を中心に具体的方策をまとめ全職員で共通理解をする。また、学習規律の中で「発言・話し合い」として、聞き方や話し方を挙げている。このように、次の学年に積み上げていけるように発達段階に応じた指導方法をもとに授業に取り組む。

生徒指導担当は、子ども全体の様子を把握し、共通理解ができていないところや、気になるところがあれば、必ず全体場で確認し、周知する。また、子どもたちには、担任をしている子どもだけでなく、教職員全員ですべての子どもに対して、指導をしていくことを伝える。

2. なかまづくり・人権学習

(1) 学校教育における取組み

- ① いのちの大切さや自分の良さに気づくための学習。
 - ・各学年・学級の実態に応じた教材研究をもとにした授業。
 - ・人権意識を高め、身の回りにある問題を見過ごさず、子どもの課題に応じた教材をもとにした授業。
- ② 互いの状況や気持ちを考えながら、協力し合えるなかまづくり。
 - ・学級遊びや学級会活動を通してルールを決め、助け合える集団づくり
 - ・集団での活動を通して、規範意識やなかま意識を涵養。
- ③ 差別や偏見など身の回りの課題を見抜き、解決しようとする集団の育成。
 - ・一人ひとりの児童を観察し、気になる行動や言動を見逃さず、問題となる事象については、子どもたちに投げかけながら解決方法を考えさせ、自分たちで行動する集団づくり。

(2) 地域・保護者との連携

- ① 家庭訪問や懇談会等から子どもの生活背景や保護者の願いを知り、それを教育活動に反映させていくとともに、連携協力を深める。
- ② 校区・地域人権協参加を通して、人権教育推進と啓発を行う。

3. いじめ防止啓発

(1) 『『いじめ』に関する指導の手引』の有効活用

- ① 手引を参照して、いじめについての共通理解を図る。
- ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にする。

(2) 「いじめは絶対にしてはいけない」の意識づけ

- ① 子ども対象の学校評価に「どんな理由があっても、いじめはいけないと思う」という項目をつくり、「1:そう思う」が100パーセントになることを目指して学

級指導や道徳の授業を行う。学校通信や学年通信等で啓発する。

- ② 児童会より啓発活動を行う。児童集会を通して「いじめのない学校にしよう」を呼びかけたり，児童会掲示板にポスターなどを掲示したりする。

(3) いじめに関するリーフレットの配付

「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」(各種相談機関一覧掲載)を保護者に配付し，学校とともにいじめ問題について考える機会とする。

(4) 各種相談機関を周知する

- ①四日市市教育委員会 指導課 いじめ等教育相談窓口（059-354-8169）
四日市市教育委員会 教育支援課 特別支援教育相談窓口（059-354-8285）
- ②四日市市役所こども未来部 青少年とその家庭の悩み相談（059-352-4188）
- ③四日市市役所総務部人権・同和政策課 人権相談専用（059-354-8610）
- ④北勢少年サポートセンター 被害少年の悩み，問題行動等（059-354-7867）
- ⑤児童虐待など 三重県児童相談センター（059-347-2030）（北勢児童相談所）
- ⑥24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）

第2章 いじめの早期発見

【取り組みの重点】

- 1 日常生活から，子どもの変化に気づく。
- 2 子ども一人ひとりの姿や背景について各種調査により，様々な角度からとらえる。

※いじめの定義にかかり、いじめにあたるか否かの判断について

個々の行為が、「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って判断する。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。また、好意から行ったことで、意図せずに相手に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当することから、いじめという言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応を行うものとする。

1. 日常的な取り組み

(1) きめ細かい児童観察

- ・児童観察や、健康観察、欠席状況や遅刻状況の把握
- ・提出物や宿題・持ち物チェックの中で、気になる児童への声がけ
- ・朝の様子（係の仕事の様子、朝の会の態度など）
- ・休み時間での様子（学級の遊び、教室にいる児童の様子など）
- ・授業中の児童同士の相互作用の様子
- ・日記、作文、成果物などからの読み取り

(2) 複数の教員の目で見えていく

- ・出入りの授業や委員会活動など、担任が見ていないところでの子どもの様子の情報交換を密にする。気になることがあれば、すみやかに担任に報告し、管理職に報告し、情報を確実に共有する。
- ・学年活動を定期的に行い、学年全体から見た子どもの様子の把握に努める。

2. 生指・特別支援委員会の実施

- ・児童についての情報交換を密にし、組織的かつ迅速的な対応を目指す。
- ・特別支援委員会に生徒指導委員会を兼ねる。・・・月1回実施

ねらい

- ① 気になる子どもの様子を記録し、情報を共有し、問題行動の早期発見、解決に努める。
- ② 子ども一人ひとりの姿や背景について様々な角度からとらえ、より適切な生徒指導を行う。 ※資料「生徒指導年間計画」参照
- ③ 個々の事案に対し、適切かつ迅速に行動できる指導体制の充実を図る。
- ④ 教育相談体制の強化・・・児童の指導、保護者及び関係機関との連携を図り、児童理解と支援を図る。

3. いじめ調査、QU検査の実施

(1) いじめ調査及び教育相談

- ・年間3回実施する。（1学期と3学期は、学校独自調査）
- ・アンケートをもとに、被害児童、関係児童に聞き取りをし、内容を記録する。
- ・いじめ防止対策委員会を実施する。

※ いじめ調査の結果、その認知件数が零であった場合は、学校便り等で当該事実を児童生徒や保護者に向け公表することで、検証を仰ぎ認知漏れがないか確認を行う。

(2) Q U 検査

- ・ 3 年生から 6 年生は，Q U 検査を実施する。（6 月，10 月）
- ・ 全児童対象の教育相談週間を設定し，Q U 検査をもとに，きめ細かい対応をする。特に，「侵害行為認知群」にあてはまる児童については，継続的に観察していく。

第 3 章 いじめ事象に対する対処について

I 学校いじめ防止対策委員会の設置

構 成 員）校長・教頭・生徒指導主事・関係の学年担当・養護・SC

取組方針）いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，把握したいいじめ事案について，「事実確認」「指導方針」「具体的な取組み」により，早期解決を図る。（いじめが起こった場合のフロー図 参照）

II 児童の指導

1. 対象児童の聞き取り・・・個別に聞き取り（十分な配慮）

→情報収集→関係職員で今後の対応策を話し合う。また，被害児童への心のケアをSC（臨床心理士）とともに最優先に行う。

2. 関わる周りの児童の聞き取り・・・確かな情報収集

→関係職員で今後の対応策を話し合う。

3. 保護者への報告，継続した観察

- ・ 確かな情報を整理し，丁寧に説明できるようにする。また，事象だけでなく学校としてすべきことを明らかにして，保護者へ伝える。
- ・ 継続的に児童観察をして，その後の経過や様子も知らせる。

4. 事後の記録，継続した観察・・・すべて個別の児童観察の記録ファイルへ保存する。また，その記録のもと，継続して観察する。

5. いじめに関する授業の実施・・・当事者だけの問題としてとらえるのではなく，学級や学年の問題としてとらえ，いじめに関する道徳等の授業を実施する。

6. いじめ事案の解消

いじめに係る行為が止んだ後も，継続的に被害児童の面談を行い，心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認する。こうした状態が少なくとも 3 か月間継続していることを確認し，該当いじめ事案を解消とする。

III 関係機関との連携

1. 教育委員会

いじめ事案が発生した場合は、市教育委員会に対し、常に報告・連絡するとともに、継続的な指示・助言を仰ぎ、適切な対応をしていく。

2. 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ってきている。

例えば、四日市北警察署・四日市西警察署・北勢少年サポートセンターとの連携を取り、子どもたちのより健やかな成長を見守っていく。

3. 他の関係機関との連携

- ・ 北勢児童相談所
- ・ 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- ・ 人権センター
- ・ 児童福祉課家庭児童相談室
- ・ 男女共同参画課 はもりあ四日市
- ・ 多文化共生推進室
- ・ 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

IV 児童・保護者の役割

1. 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけを市の防止方針に基づき以下のようにお願いする。教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めであるため、以下について協力を仰ぐ。

- ア) どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけていく。

イ) 児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。

ウ) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。

2. 児童

児童も、学級・学校の一員として、いじめをしない・させない行動を進める。

- ア) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めていく。
- イ) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めていく。

V 重大事態発生時の対処（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに調査を実施する。また、当該の児童生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

- (1) いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめが起こった場合のフロー図】

